模と比較して指標化したもの になります。 会計の資金繰りが危険な状態 財政の弾力性が低下し、一般 で、この比率が高まるほど、 こうした借入金、 般会計の負担となります。 一般財源の標準的な規 負担金を合

## 4)将来負担比率

します。 等のうち、現時点での残高の 払っていく可能性のある負担 圧迫する可能性の度合いを示 程度を指標化し、将来財政を 般会計の借入金や将来支

営が圧迫されるなど問題が生 うち町の負担分などがありま 5資金不足比率 じる可能性が高いと言えます。 この比率が高い場合、 れる将来の負担を財政規模と す。こうした現時点で想定さ 般会計が負担するもの、 他会計の借入金残高のうち一 比較して指標化したもので、 金残高のほか、公営企業等の く負債には、町の長期の借入 部事務組合に係る借入金の 般会計が将来支払ってい 財政運

企業の事業規模である料金収 入の規模と比較して指標化し 公営企業の資金不足を公営

> す 経営状態の悪化の度合いを示 指標です。

> > はやきたこども

平成

収入で資金不足を解消するの この比率が高くなるほど料金 が難しくなります。 不足の規模で表したもので、 企業の料金収入に対する資金 公営企業の経営状況を公営

平成20年

# 算定結果の分析

とから算定できません。 質収支が黒字決算となったこ 字比率及び資金不足比率は、 般会計及び7特別会計の実 実質赤字比率、連結実質赤

### (1) 実質公債費比率

終了や安平町土地開発公社へ 開 %改善されていますが、 おり年々減少しています。 実質公債費比率は、 で減少したことによります。 0 の要因は、春日地区国営農地 【発事業の負担金、償還金の 負担金が借入金の繰上償還 前年度と比較すると1.1 次表のと 改善

ではまだ「警戒ライン」にあり 要することから、 たっての借入金が国の許可を 超えると各種事業の実施にあ 化基準は25%ですが、 実質公債費比率の早期健全 現状の数値 18 % を

	単年度 実質赤字比率	H 21実質赤字比率	H 20実質赤字比率
平成 18 年度			
平成 19 年度	17. 7		17.5 (3 か年平均)
平成 20 年度	16. 4	16.4 (3 か年平均)	
平成 21 年度	15. 2		

ています。 さらに改善することを目 指

費比率を下げています。 子分の削減と併せて実質公債 の償還金の繰上償還等で、 活用や国庫補助事業町負担分 繰上償還の補償金免除制度 平成19年度から認められ

## ②将来負担比率

3 ると127.4%と悪化して ン」にあると言えます。平成 、ますが、 50%であり、 前年度の8.2%と比較す 早期健全化基準は 「安全ライ

32万円が平成21年度末では の15億8、508万円となって 21年度は、 よります。 算定調整により増えたことに 企業の借入金の償還のための 以上増えたことと、地方公営 97 度 います。これにより、 年度と比較すると約6億円増 や消防庁舎等の大型事業が 水道事業の資本費平準化債の 一般会計繰出し見込みが、下 (末の借入金残高80億9、1 億2、863万円と7億円 借入金の総額は

億円以上増額となります。 将来的に交付税措置を受けら 度は86億4、233万円と8 2、108万円から平成21年 れる額は、 る借入を多くしていますので えていますが、その借入金に は過疎債や合併特例債といっ しかし、借入金の残高は増 後年度に交付税措置のあ 平成20年度の78億

えます。 般財源規模の約1.3倍と言 債額は、 約49億円であり、 将来負担すべき実質的な負 平成21年度決算時で 単年度の一

問合せ 22 2 5 1 財政課財政グループ (内線221)

> 制などを合併の優遇措置 業の見直し、住民との協働体 政運営は可能ですが、今後に 比べると、比較的安定した財 は、 大きく影響しています。現在 遇措置を受けています。しか り 切れるまでに検討してい 備えて行政の在り方、 付税の増額で他の自治体と きな減少など町の財政にも どうしようもないほど変化 し、社会情勢は1市町村では 過疎債の適用など多くの 合併特例債や早来地区での し、現下の不況は、 安平町 合併補助金、交付税の特 国の交付金制度や地方交 は 市町村合併によ 町税の 事務事 大

#### ※用語解説

必要があります。

とができ、借入額の7割が交 成27年度まで借り入れるこ れる借入金で、安平町では平 併後の地域振興や旧地域 付税措置されます。 の格差是正等のため認めら 合併特例債とは、 市

2. 過疎債とは、過疎地域自立 けた過疎地域が、自立促進す 付税措置されます。 借入金で、借入額の7割が交 地域格差を是正するための ることで住民福祉の向上や 促進特別措置法の指定を受